

四半期報告書

(第52期第1四半期)

株式会社 **ミルボン**

E 0 1 0 3 9

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 **ミルボン**

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	11
第4 【提出会社の状況】	12
1 【株式等の状況】	12
2 【株価の推移】	14
3 【役員の状況】	14
第5 【経理の状況】	15
1 【四半期連結財務諸表】	16
2 【その他】	24
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	25

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成23年4月28日

【四半期会計期間】 第52期第1四半期(自平成22年12月21日 至平成23年3月20日)

【会社名】 株式会社ミルボン

【英訳名】 M i l b o n C o . , L t d .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐藤 龍 二

【本店の所在の場所】 大阪市都島区善源寺町2丁目3番35号

【電話番号】 (06)6928-2331(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理・CS推進担当 村 井 正 浩

【最寄りの連絡場所】 大阪市都島区善源寺町2丁目3番35号

【電話番号】 (06)6928-2331(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理・CS推進担当 村 井 正 浩

【縦覧に供する場所】 株式会社ミルボン東京支店
(東京都渋谷区神宮前2丁目6番9号)

株式会社ミルボン名古屋支店
(名古屋市中区栄3丁目19番8号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第51期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第52期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第51期
会計期間	自 平成21年12月21日 至 平成22年3月20日	自 平成22年12月21日 至 平成23年3月20日	自 平成21年12月21日 至 平成22年12月20日
売上高 (千円)	4,359,837	4,632,671	19,749,606
経常利益 (千円)	648,739	711,556	3,327,062
四半期(当期)純利益 (千円)	350,175	356,648	1,831,554
純資産額 (千円)	16,697,028	17,602,891	17,699,495
総資産額 (千円)	20,411,724	20,524,476	20,843,541
1株当たり純資産額 (円)	1,332.26	1,277.25	1,412.25
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	27.94	25.87	146.14
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	81.8	85.8	84.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	667,358	554,069	2,433,659
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△ 138,601	△ 84,607	△ 727,791
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△ 319,813	△ 390,392	△ 688,154
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	1,883,713	2,740,842	2,670,550
従業員数 (名)	466	484	491

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 平成22年12月21日付で1株につき1.1株の株式分割を行っております。

4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年3月20日現在

従業員数(名)	484
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員であり、使用人兼務役員3名、パートタイマー26名及び準社員6名は含んでおりません。

(2) 提出会社の状況

平成23年3月20日現在

従業員数(名)	448
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員であり、使用人兼務役員3名、パートタイマー26名、準社員6名及び当社から子会社への出向者9名は含んでおりません。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは頭髮化粧品の製造、販売の単一セグメントであるため、生産、受注及び販売の状況については、品目別に記載しております。

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間の品目別内訳を示すと、次のとおりであります。

品目	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年12月21日 至 平成23年3月20日)	前年同四半期比 (%)
ヘアケア用剤 (千円)	3,130,296	12.2
染毛剤 (千円)	2,243,716	9.4
パーマメントウェーブ用剤 (千円)	420,275	△ 28.9
その他 (千円)	51,411	21.8
合計 (千円)	5,845,700	6.8

(注) 金額は販売価格で表示しており、消費税等は含まれておりません。

(2) 商品仕入実績

当第1四半期連結会計期間の品目別内訳を示すと、次のとおりであります。

品目	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年12月21日 至 平成23年3月20日)	前年同四半期比 (%)
ヘアケア用剤 (千円)	2,852	△ 13.1
染毛剤 (千円)	10,727	△ 2.0
パーマメントウェーブ用剤 (千円)	1,260	—
その他 (千円)	79,719	151.2
合計 (千円)	94,559	105.7

(注) 金額は仕入価格で表示しており、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当社グループは見込み生産を行っておりますので、該当する事項はありません。

(4) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の品目別内訳を示すと、次のとおりであります。

品目	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年12月21日 至 平成23年3月20日)	前年同四半期比 (%)
ヘアケア用剤 (千円)	2,332,500	3.6
染毛剤 (千円)	1,843,124	12.7
パーマメントウェーブ用剤 (千円)	403,204	△ 3.2
その他 (千円)	53,842	△ 3.6
合計 (千円)	4,632,671	6.3

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当する事項はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、米国や中国など海外経済の回復の動きを受けて輸出が持ち直しの動きを見せるなど、昨年秋以降の一時的な調整局面を脱し、再び回復の兆しが見られたものの、個人消費の動向は、円高やデフレの長期化による影響が懸念されるなど、依然として厳しい状況で推移いたしました。

美容業界におきましても、来店サイクルの伸びによる客数の減少は未だ回復の兆しはなく、依然として厳しい環境であったと推測しております。

このような状況のもと、当社グループといたしましては、『女性の内面にせまる、プロとしての人材育成の「仕組み創り」の支援』を基本方針とする、「女性の内面まで輝かせるヘアデザインのためのプロのコミュニケーションと技術の質の向上」と、「女性視点を取り入れた自店の人材育成の仕組み創りの支援」をテーマに、ミルボンサロンへの政策推進活動に取り組んでまいりました。また、プロの技術をサポートし、心地よい指通りや質感の美しさなど、メニューの質を高める実践アイテムとして、新発売しました、「ディーセス ノイ ドゥーエ」や「ディーセス リンケージ ミュー」を中心としたヘアケア製品や、白髪染めを中心とするヘアカラー剤の売上が順調に推移したことから、グループ全体の売上は前年同期を上回る結果となりました。

100%子会社3社の状況につきましては、MILBON USA, INC. が、北米市場では新しいカテゴリーとなるサロントリートメント剤の売上が順調に推移したものの、依然として苦戦を強いられているストレートパーマ剤とメンテナンス用ヘアケア剤関連の売上減少により、前年同期売上高を下回る結果となりました。

また、Milbon Trading (Shanghai) Co., Ltd. では、華東地区（上海市、江蘇省、浙江省）と華南地区（広東省、福建省）の富裕層を獲得している地域のトップサロンに絞り込んだ営業活動の展開により、新規窓口づくりが計画通り進捗したことから、前年同期売上高を上回る結果となりました。

Milbon Korea Co., Ltd. は、現地のヘアデザイナーに対する積極的な教育支援活動により獲得したヘアカラー窓口に対し、サロントリートメントを中心としたヘアケア製品の新規導入を推進したことにより、当初の計画を上回る結果となりました。

厳しい環境ではありましたが、当第1四半期連結会計期間における連結売上高は、46億32百万円（前年同期比6.3%増）で、2億72百万円の増収となりました。

営業利益は7億78百万円（前年同期比9.6%増）、経常利益は7億11百万円（前年同期比9.7%増）、四半期純利益は3億56百万円（前年同期比1.8%増）となりました。

なお、セグメントの業績については、当社グループは頭髮化粧品製造、販売の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末と比較して3億19百万円減少の205億24百万円となりました。

流動資産は前連結会計年度末と比較して60百万円減少の79億74百万円となりました。主な変動要因は、現金及び預金が70百万円、商品及び製品が1億50百万円と原材料及び貯蔵品が59百万円増加したものの、受取手形及び売掛金が3億41百万円減少したことによるものであります。

固定資産は前連結会計年度末と比較して2億58百万円減少の125億49百万円となりました。主な変動要因は、減価償却費の計上等に伴う有形固定資産の減少1億51百万円と上場株式の時価の低下に伴い、投資有価証券が99百万円減少したことによるものであります。

流動負債は前連結会計年度末と比較して2億21百万円減少の25億3百万円となりました。主な変動要因は、賞与引当金が1億92百万円、未払消費税等が90百万円それぞれ増加し、未払金が3億33百万円、未払法人税等が2億80百万円それぞれ減少したことによるものであります。

固定負債は前連結会計年度末と比較して、大きな変動はありませんでした。

純資産は前連結会計年度末と比較して96百万円減少の176億2百万円となりました。主な変動要因は、利益剰余金の減少57百万円と株式相場の低迷により、その他有価証券評価差額金が17百万円減少したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は前連結会計年度末の84.9%から85.8%となりました。期末発行済株式総数に基づく1株当たり純資産は、前連結会計年度末の1,412円25銭から1,277円25銭となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）は営業活動で獲得した資金を、納税による法人税等の支払及び配当金の支払等で使用した結果、前連結会計年度末に比べて70百万円増加し、当第1四半期連結会計期間末は27億40百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は5億54百万円（前年同期に得られた資金は6億67百万円）となりました。これは主に税金等調整前当期純利益6億17百万円の計上、減価償却費2億34百万円と法人税等の支払額6億18百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は84百万円（前年同期に使用した資金は1億38百万円）となりました。これは主に有形固定資産に取得による支出58百万円と無形固定資産の取得による支出31百万円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は3億90百万円（前年同期に使用した資金は3億19百万円）となりました。これは主に株主さまへの配当金支払額3億81百万円であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

先般、平成23年3月11日に東日本大震災が発生いたしました。当社直接の重大な被害は無く、当第1四半期連結会計期間における、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針として、平成22年1月29日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）を、平成22年3月18日開催の当社定時株主総会においてご承認いただくことを条件として発効させることを決議し、同株主総会においてこれをご承認いただきました。平成24年3月開催予定の定時株主総会終結の時まで有効な、当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下、「本対応方針」といいます。）を含む会社法施行規則第118条第3号所定の事項は以下のとおりです。

1 基本方針の内容（概要）

当社グループは、「ヘアデザイナーを通じて、美しい髪を創る分野に絞った、事業展開をします。」を基本理念に、美容室で使用される頭髮化粧品品の製造及び代理店を通じた美容室への販売を中心とした事業を展開しております。

髪が美しいと、人生も輝きます。当社グループは「髪的美しさ＝人生の美しさ」と考えています。女性が求める美しい生き方、「もっと自分らしく、さらにビビットに」との願いをかなえるため、当社グループは髪を通じてヒューマン・ビューティのお手伝いをしています。造形的美しさを超えて、女性の本質にせまる美しさ、心の豊かさに繋がる商品と情報の提供によって、人生のシーンまで、美しく彩れることを願っています。

そうした中で培われてきた以下の①から③が、当社グループにとって企業価値の源泉と考えています。

① 販売力＝フィールドパーソン戦略

当社グループは、美容室とヘアデザイナーを支援するために、独自の営業体制を確立しています。単なる商品販売でなく、美容室が抱える課題の対処法を考え、提案します。そして、共に実行するパートナーとしての役割を果たしています。最新の美容技術の紹介や、サロンマーケティングから美容室の増収・増益の実現を支援し、繁栄に導きます。当社グループでは、営業部員をフィールドパーソンと呼んでいます。

フィールドパーソンを育てるために、9ヶ月間に及ぶ社内研修を実施しています。パーマやカラーリングなどの基本的な美容技術に加え、美容業界の幅広い知識・経営分析・企画立案などの様々なスキルを習得しています。競合他社が真似のできないミルボン独自のビジネスモデルとなっています。

② 商品開発力＝TAC製品開発システム

最高の技術・ノウハウを持っているヘアデザイナーを探し、その人と協働で製品開発プロジェクトを進めるのがミルボン独自の「TAC (Target Authority Customer) 製品開発システム」です。

パーマ客が他店と比べて飛びぬけて多い美容室、ヘアカラー客が飛びぬけて多い美容室など、テーマによって顧客から人気を集めている美容室・デザイナーには、新しい美容技術やノウハウが存在しています。その技術やノウハウを一般美容室でも使えるように標準化し、それに適応した製品づくりをしています。

③ ミルボンサロン制度

どのような市場環境においても、成長している美容室や製品は存在しています。当社グループにおきましては、成長している美容室や製品に活動を集約することで、市場環境が悪化しても、成長できるマーケティングを展開しています。特にフィールドパーソンがサービスを提供する美容室の選定が重要であり、現在の購入実績だけでなく、成長意欲の高い美容室を選定しています。

当社取締役会は、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。しかし、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益を明確に毀損するもの、大規模買付行為に応じることを株主の皆さまに強要して不利益を与えるおそれがあるもの等、必ずしも対象会社の企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないと思われるものも存すると考えられます。そのような大規模買付行為に対しては、当社としてこのような事態が生ずることのないように、あらかじめ何らかの対抗措置を講ずる必要があると考えます。

もっとも、そのような大規模買付行為以外の大規模買付行為については、それを受け入れるべきか否かの最終的な判断は、当社取締役会ではなく当社株主の皆さまに委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、当社の経営には、当社の企業価値の源泉であるフィールドパーソン戦略、TAC製品開発システム、ミルボンサロン制度を前提とした特有の経営ノウハウや、当社の従業員、仕入先などの協力業者、当社の直接の取引先である代理店、さらに、その先の美容室等のステークホルダーとの間に築かれた信頼関係等への深い理解が不可欠であります。

これらに関する十分な知識と理解なくしては、株主の皆さまが将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。当社は、平素から、当社株式の適正な価値を株主さま及び投資家の皆さまにご理解いただくよう努めておりますが、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆さまに短期間の間に適切に判断していただくためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠と考えております。

なお、当社株主の皆さまがこのような判断を行うための十分な情報提供という観点から、大規模買付者自身の提供する情報に加え、それに対する当社取締役会の評価・検討に基づく意見や、場合によっては当社取締役会による代替案の提案も、当社株主の皆さまにとっては重要な判断材料になると考えます。このような観点から、当社取締役会としては、当社株主の皆さまにより適切にご判断いただけるよう、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報提供を求め、係る情報提供がなされた後、当社取締役会において速やかにこれを検討・評価し、後述の特別委員会の勧告を最大限に尊重し、当社取締役会としての意見を取りまとめて一般に公開します。そして、当社取締役会が必要と判断した場合は、大規模買付者の提案の改善についての交渉、当社取締役会としての当社株主の皆さまへの代替案の提示を行うこととします。

当社取締役会は、上記の基本的な考え方に立ち、大規模買付行為が、これを具体化した一定の合理的なルールに従って進められることが当社及び当社株主共同の利益に合致すると考え、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。そして、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、一定の対抗措置を取ることができるものとしたします。上記の基本的な考え方に照らし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないこと自体が、当社株主の皆さまの適切な判断を妨げ、当社株主共同の利益を損なうものと考えられるからです。また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害を与えるなど当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、一定の対抗措置を取ることができるものとしたします。

なお、当社は、現時点において、特定の第三者から大規模買付けを行う旨の通告や買収提案をうけておりません。

2 基本方針実現のための具体的な取り組み（概要）

当社グループは、毎年更新することを前提とした中期的な経営ビジョンとして「中期5ヵ年事業構想」を策定しております。

そこでは、中期ビジョンとして「国内市場シェア25%突破」と「北米・上海を基点とした成長軌道を創る」を2本柱に据え、「世界同時不況に伴う消費低迷」、「少子高齢化」、「美容室主要顧客の大人化」、「流通構造の変化」などの経営を取り巻く厳しい環境への対応に取り組んでまいります。

中期目標及びテーマとして、国内市場においては、「スタッフ1人当たりの生産性向上につながる新しい美容市場の創造」をテーマに「サロン店販ビジネスの確立」、「パブリック市場の取り込み」、「新たなデザインシルエットの価値の創造」を推進してまいります。

国際市場においては、北米、上海他アジア地域において各地域の文化風土に合わせて、日本で開発された美容技術ソフトやマーケティングノウハウを展開推進してまいります。

また、内部体勢のテーマとして、「個の強化から組織的体勢への転換」、「ビジョンや目標の共有」を推進し、より頼られる企業創りを目指します。（注1）

当社グループは、経営の透明性、公平性を重視したコーポレート・ガバナンスを実施しております。また、積極的な情報開示に努めることで企業に対する信頼が高まり、企業価値の向上につながるかと考えております。

当社は監査役制度を採用しており、現在、取締役は8名、監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。社外取締役は選任しておりませんが、社外有識者とのアドバイザー契約により、適宜社外有識者の意見を取り入れる体制を整えております。

（注1）平成22年6月25日開催の取締役会において決議しました、中期5ヵ年事業構想の概要は以下のとおりであります。

「ミルボンには、人材育成・教育を通じて、ヘアデザイナーの夢を実現するためのグローバルなフィールドを創造し、日本発（初）、世界No1のプロフェッショナルグローバルメーカーを目指します。」をグローバルビジョンとして掲げ、「組織態勢」、「人材育成」、「市場展開」の3つのテーマでグローバル化に取り組んでまいります。

組織については、グローバル化に向けた営業組織の態勢構築と本社機能のグローバル化によって、グローバル情報の集約と全社への共有を図ります。また、人材育成については、グローバルなフィールドで活躍できる人材採用と育成ができる仕組みの構築、経営感覚のある幹部の育成及び、スペシャリストの養成に取り組み、さらには、生産拠点設立を含め、アジア市場において新規エリアへの進出を図ります。

3 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組み（概要）

大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、イ）当社株主の皆さまの判断及び当社取締役会としての意見形成のために、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報（以下、「必要情報」といいます。）が提供され、ロ）大規模買付行為は、当社取締役会による当該大規模買付行為に対する一定の評価期間が経過した後に開始されるものとする、というものです。

具体的には、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった場合、まず、その事実を速やかに開示します。さらに、大規模買付者には、当社取締役会に対して、必要情報を提供していただきます。

必要情報の具体的内容は大規模買付行為の内容によって異なり得るため、具体的には大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を記載した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととし、当社取締役会は、係る意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは合理的に不十分と認められる場合には、当社取締役会は、特別委員会の助言を受け、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。当社取締役会は、提供された必要情報が、当社株主の皆さまの判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。また、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した場合には、速やかにその旨を開示いたします。

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。ただし、特別委員会が後述の特別委員会の勧告期限の延期を勧告し、当社取締役会が、特別委員会の勧告期限を最大10日間延期した場合には、評価期間は、勧告期限が延期された日数に応じ、それぞれ最大10日間延長されるものとします。また、評価期間が延長される場合には延長される日数及び延長の理由を公表します。評価期間中、当社取締役会は外部専門家等の助言を受けながら、提供された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表します。また、評価期間中、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として代替案を公表して当社株主の皆さまに対し提示することもあります。従って、大規模買付行為は、評価期間（前述の勧告期限の延期がなされた場合は、これに伴う延長後の評価期間）の経過後にのみ開始されるものとします。

※大規模買付者から当初提供いただくべき必要情報のリストの内容、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付行為、あるいは大規模買付ルールを遵守するものであっても当社に回復し難い損害を与えるなど、当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される大規模買付行為がなされた場合の対応方針、特別委員会の設置（対抗措置の公正さを担保するための手続き）、株主・投資家の皆様に与える影響等、ルールの有効期限等の具体的事項につきましては、下記ホームページをご覧ください。

(<http://www.milbon.co.jp/ir/pdf/20100129baishuboueisaku.pdf>)

4 具体的な取り組みに対する取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、以下の理由から、本対応方針が基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された考え方に沿うものであります。

② 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上述のとおり、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が適切なものであるか否かを株主の皆さまが判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために交渉を行うことなどを可能とすることで、当社企業価値、ひいては、当社株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

③ 株主意思を重視するものであること

当社は、平成22年3月18日開催の当社定時株主総会において本対応方針の是非につき、株主の皆さまのご意思を問い、ご承認いただきましたことをもって、株主の皆さまの意向が反映されております。加えて、本対応方針の有効期間は平成24年の当社定時株主総会終結の時までと設定されておりますが、その時点までに当社株主総会、または取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆さまの意向が反映されるものとなっております。

④ 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、本対応方針の導入にあたり、取締役会の恣意的な対抗措置の発動を排除し、株主の皆さまのために、本対応方針の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として特別委員会を設置します。

本対応方針の導入に際し、特別委員会は、外部有識者と社外監査役等から構成いたします。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、特別委員会が、当該買付が当社の企業価値、ひいては、当社株主共同の利益を著しく損なうものであるか否か等を判断し、当社取締役会はその勧告を最大限に尊重することとします。特別委員会の勧告の概要及び判断の理由等については適時に株主の皆さまに情報開示いたします。

このように、独立性の高い特別委員会により、当社取締役会が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視することによって、当社の企業価値、ひいては、当社株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の運用が行われる仕組みが確保されております。

⑤ 合理的な客観的要件を設定していること

本対応方針においては、上述のとおり、大規模買付行為に対する対抗措置は合理的、かつ、詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥ 第三者専門家の意見を取得すること

大規模買付者が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるとされています。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

⑦ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上述のとおり、本対応方針は当社株主総会あるいは取締役会の決議で廃止することができるため、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期について、期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は2億16百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,170,000
計	50,170,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年3月20日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年4月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	13,798,848	13,798,848	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に何ら制 限のない標準となる株式 単元株式数 100株
計	13,798,848	13,798,848	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当する事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当する事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当する事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年12月21日(注)	1,254,440	13,798,848	—	2,000,000	—	199,120

(注) 平成22年12月20日の株主名簿に記録された株主に対し、所有株式数を1株につき1.1株の割合をもって分割いたしました。

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(注) 当第1四半期会計期間においてディーエルエイ・パイパー東京パートナーシップ外国法共同事業法律事務所から、平成23年4月15日付の大量保有報告書の写しが当社に送付され、平成23年4月8日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として当第1四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、当該大量保有報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
インターナショナル・バリュ ー・アドバイザーズ・エル・エ ル・シー	717 Fifth Avenue, 10th Floor, New York, NY 10022	2,198	15.93

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年12月20日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年12月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 11,500	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,409,900	124,099	同上
単元未満株式	普通株式 123,008	—	同上
発行済株式総数	12,544,408	—	—
総株主の議決権	—	124,099	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ700株(議決権7個)及び84株含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が94株含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年12月20日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) ㈱ミルボン	大阪市都島区善源寺町 2丁目3番35号	11,500	—	11,500	0.09
計	—	11,500	—	11,500	0.09

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1月	2月	3月
最高(円)	2,210	2,200	2,295
最低(円)	2,117	2,122	1,973

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年12月21日から平成22年3月20日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年12月21日から平成22年3月20日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年12月21日から平成23年3月20日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年12月21日から平成23年3月20日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年12月21日から平成22年3月20日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年12月21日から平成22年3月20日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年12月21日から平成23年3月20日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年12月21日から平成23年3月20日まで）に係る四半期連結財務諸表について、仰星監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月20日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,743,275	2,673,044
受取手形及び売掛金	※3 2,516,343	2,857,374
商品及び製品	1,788,866	1,638,450
仕掛品	14,376	20,370
原材料及び貯蔵品	622,572	563,184
その他	298,192	293,220
貸倒引当金	△8,762	△9,963
流動資産合計	7,974,866	8,035,681
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	4,120,829	4,210,785
機械装置及び運搬具（純額）	1,018,242	1,074,533
土地	4,763,766	4,763,766
建設仮勘定	9,619	3,634
その他（純額）	237,656	248,769
有形固定資産合計	※1 10,150,114	※1 10,301,488
無形固定資産	423,662	451,968
投資その他の資産		
投資有価証券	1,081,331	1,180,555
その他	931,534	911,578
貸倒引当金	△37,031	△37,730
投資その他の資産合計	1,975,833	2,054,403
固定資産合計	12,549,609	12,807,860
資産合計	20,524,476	20,843,541
負債の部		
流動負債		
買掛金	513,895	467,309
未払金	951,016	1,284,549
未払法人税等	354,927	635,475
返品調整引当金	44,074	19,075
賞与引当金	257,731	65,453
その他	382,016	253,509
流動負債合計	2,503,660	2,725,372
固定負債		
退職給付引当金	2,565	1,138
債務保証損失引当金	37,500	38,400
その他	377,858	379,135
固定負債合計	417,924	418,673
負債合計	2,921,584	3,144,046

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月20日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月20日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	199,120	199,120
利益剰余金	15,722,545	15,779,971
自己株式	△46,877	△38,254
株主資本合計	17,874,787	17,940,836
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△159,026	△141,280
為替換算調整勘定	△112,869	△100,061
評価・換算差額等合計	△271,896	△241,341
純資産合計	17,602,891	17,699,495
負債純資産合計	20,524,476	20,843,541

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年12月21日 至平成22年3月20日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年12月21日 至平成23年3月20日)
売上高	4,359,837	4,632,671
売上原価	1,450,340	1,512,091
売上総利益	2,909,497	3,120,579
販売費及び一般管理費	※ 2,199,038	※ 2,341,812
営業利益	710,458	778,767
営業外収益		
受取利息	358	271
受取配当金	192	192
社宅負担金	9,511	12,429
その他	4,753	2,864
営業外収益合計	14,815	15,757
営業外費用		
売上割引	76,532	82,883
その他	1	85
営業外費用合計	76,534	82,968
経常利益	648,739	711,556
特別利益		
投資有価証券売却益	—	837
貸倒引当金戻入額	4,024	1,201
債務保証損失引当金戻入額	—	900
特別利益合計	4,024	2,938
特別損失		
固定資産売却損	79	—
固定資産除却損	179	3,375
投資有価証券評価損	—	65,290
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	28,320
特別損失合計	259	96,986
税金等調整前四半期純利益	652,503	617,508
法人税、住民税及び事業税	260,089	344,724
法人税等調整額	42,239	△83,864
法人税等合計	302,328	260,860
少数株主損益調整前四半期純利益	—	356,648
四半期純利益	350,175	356,648

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年12月21日 至平成22年3月20日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年12月21日 至平成23年3月20日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	652,503	617,508
減価償却費	225,781	234,688
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△28,762	△1,201
賞与引当金の増減額 (△は減少)	182,611	192,317
返品調整引当金の増減額 (△は減少)	△20,434	24,998
債務保証損失引当金の増減額 (△は減少)	—	△900
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	303	1,458
前払年金費用の増減額 (△は増加)	11,095	10,461
受取利息及び受取配当金	△550	△463
為替差損益 (△は益)	68	2,513
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	△837
投資有価証券評価損益 (△は益)	—	65,290
固定資産売却損益 (△は益)	79	—
固定資産除却損	179	3,375
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	28,320
売上債権の増減額 (△は増加)	231,088	340,656
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△179,295	△206,980
仕入債務の増減額 (△は減少)	434,541	47,643
その他	△103,896	△157,620
小計	1,405,313	1,201,231
利息及び配当金の受取額	648	553
役員退職慰労金の支払額	△194,441	△29,596
法人税等の支払額	△544,161	△618,118
営業活動によるキャッシュ・フロー	667,358	554,069
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の売却による収入	—	5,551
有形固定資産の取得による支出	△62,480	△58,390
有形固定資産の売却による収入	253	—
無形固定資産の取得による支出	△73,555	△31,827
貸付けによる支出	△350	△1,500
貸付金の回収による収入	5,088	4,744
定期預金の預入による支出	△829	—
差入保証金の差入による支出	△5,935	△2,427
差入保証金の回収による収入	2,642	2,646
保険積立金の積立による支出	△1,903	△857
その他	△1,533	△2,547
投資活動によるキャッシュ・フロー	△138,601	△84,607
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の純増減額 (△は増加)	65	△9,114
配当金の支払額	△319,878	△381,278
財務活動によるキャッシュ・フロー	△319,813	△390,392
現金及び現金同等物に係る換算差額	8,599	△8,777
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	217,543	70,291
現金及び現金同等物の期首残高	1,666,170	2,670,550
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1,883,713	※ 2,740,842

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

項目	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年12月21日 至 平成23年3月20日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>「資産除去債務に関する会計基準」等の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、税金等調整前四半期純利益は29百万円減少しております。</p>

【表示方法の変更】

項目	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年12月21日 至 平成23年3月20日)
(四半期連結損益計算書関係)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

項目	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年12月21日 至 平成23年3月20日)
1 棚卸資産の評価方法	<p>当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。</p>
2 固定資産の減価償却費の算定方法	<p>定率法を採用している固定資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年12月21日 至 平成23年3月20日)

該当する事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月20日)	前連結会計年度末 (平成22年12月20日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 7,696,569千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 7,520,893千円
2 偶発債務 債務保証 取引先等の銀行借入金110,344千円(3件)に対し、債務保証を行っております。	2 偶発債務 債務保証 取引先等の銀行借入金112,510千円(3件)に対し、債務保証を行っております。
※3 四半期末日満期手形の処理について 当第1四半期末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。 当第1四半期末日満期手形は次の通りであります。	—
受取手形 65,826千円	

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年12月21日 至平成22年3月20日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年12月21日 至平成23年3月20日)
※ 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※ 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。
販売促進費 334,583千円	販売促進費 374,792千円
報酬・給与・手当 466,680千円	報酬・給与・手当 481,349千円
賞与引当金繰入額 120,840千円	賞与引当金繰入額 127,909千円
退職給付費用 52,508千円	退職給付費用 63,268千円
研究開発費 213,845千円	研究開発費 216,980千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年12月21日 至平成22年3月20日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年12月21日 至平成23年3月20日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 1,884,584千円	現金及び預金勘定 2,743,275千円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金 △ 871千円	預入期間が3ヵ月を超える定期預金 △ 2,433千円
現金及び現金同等物 1,883,713千円	現金及び現金同等物 2,740,842千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年3月20日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年12月21日至平成23年3月20日)

1 発行済株式の種類及び総数

普通株式 13,798,848株

2 自己株式の種類及び株式数

普通株式 16,968株

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年3月17日 定時株主総会	普通株式	413,582	33	平成22年12月20日	平成23年3月18日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当する事項はありません。

4 株主資本の著しい変動に関する事項

該当する事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年12月21日 至 平成22年3月20日)

当社グループは、同一セグメントに属する頭髮化粧品等の製造、販売を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当する事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年12月21日 至 平成22年3月20日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年12月21日 至 平成22年3月20日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年12月21日 至 平成23年3月20日)

当社グループは頭髮化粧品の製造、販売の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月20日)	前連結会計年度末 (平成22年12月20日)
1株当たり純資産額 1,277.25円	1株当たり純資産額 1,412.25円

(注) 当社は平成22年12月21日付で普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割しております。前期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における前連結会計年度末の1株当たり純資産額は1,283.86円であります。

2 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年12月21日 至平成22年3月20日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年12月21日 至平成23年3月20日)
1株当たり四半期純利益金額 27.94円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 25.87円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1. 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年12月21日 至平成22年3月20日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年12月21日 至平成23年3月20日)
四半期純利益(千円)	350,175	356,648
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	350,175	356,648
普通株式の期中平均株式数(株)	12,532,794	13,783,573

2. 当社は平成22年12月21日付で普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割しております。前期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における前第1四半期連結累計期間に係る1株当たり四半期純利益金額は25.40円であります。

(重要な後発事象)

該当する事項はありません。

2 【その他】

該当する事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当する事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 4月30日

株式会社ミルボン
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 高 谷 晋 介 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 寺 本 悟 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミルボンの平成21年12月21日から平成22年12月20日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年12月21日から平成22年3月20日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年12月21日から平成22年3月20日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ミルボン及び連結子会社の平成22年3月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 4月28日

株式会社ミルボン
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 高 谷 晋 介 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 寺 本 悟 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミルボンの平成22年12月21日から平成23年12月20日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年12月21日から平成23年3月20日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年12月21日から平成23年3月20日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ミルボン及び連結子会社の平成23年3月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。